

## 美しく快適な大分県づくり条例施行規則

平成十六年三月三十一日

大分県規則第二十四号

美しく快適な大分県づくり条例施行規則をここに公布する。

美しく快適な大分県づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、美しく快適な大分県づくり条例（平成十六年大分県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導員の業務)

第二条 知事は、美しく快適な大分県づくりを推進するため、環境美化指導員（以下「指導員」という。）を県職員のうちから任命する。

2 指導員の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 条例の規定に違反する行為を行った者を発見した場合における、当該行為を行った者に対する指導業務

二 前号の指導に従わなかった場合における、条例第三十五条の規定による当該行為者に対する過料を科すための手続に関する業務

3 指導員は、前項の業務を行うときは、環境美化指導員証（第一号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補助指導員の設置)

第三条 知事は、前条に規定する指導員の業務が円滑に行われるよう、環境美化補助指導員（以下「補助指導員」という。）を委嘱することができる。

2 補助指導員は、前条第二項第一号の業務を行うものとする。

3 補助指導員は、前号の業務を行うときは、環境美化補助指導員証（第二号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(放置自動車等の調査の依頼)

第四条 条例第二十条の規定により放置自動車等について調査を依頼しようとする者は、放置自動車等調査依頼書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(調査書等)

第五条 知事は、条例第二十一条の規定により放置自動車等について調査をしたときは、放置自動車等調査書（第四号様式）を作成するものとする。

2 条例第二十一条に規定する警告書は、放置自動車等警告書（第五号様式）とする。

(放置自動車等の撤去の通知)

第六条 知事は、条例第二十二条の規定により、放置自動車所有者等に対し、当該放置自動車等を撤去するよう通知するときは、放置自動車等撤去通知書（第六号様式）により行うものとする。

(公示)

第七条 条例第二十三条の規定による公示は、大分県庁舎の掲示板その他の知事が必要と認める場所に掲示することにより行うものとする。

2 条例第二十三条第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 放置自動車等の種類及び放置されている状況
- 二 放置自動車等が放置されている場所
- 三 放置自動車等の名称及び形状
- 四 放置自動車等の自動車登録番号、車両番号、標識に表示された番号又は自転車防犯登録番号
- 五 当該放置自動車等に関する事務を担当している部署の名称及び連絡先  
(告示)

第八条 条例第二十五条第二項の規定による告示は、大分県公報に登載することにより行う。

2 条例第二十五条第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 放置自動車等の名称及び形状
- 二 放置自動車等の自動車登録番号、車両番号、標識に表示された番号又は自転車防犯登録番号
- 三 当該放置自動車等に関する事務を担当している部署の名称及び連絡先

3 条例第二十五条第四項の規定による公示は、次に掲げる事項について、大分県庁の掲示板その他の知事が必要と認める場所に掲示することにより行うものとする。

- 一 放置自動車等の種類及び名称
- 二 条例第二十五条第二項の規定による告示を行った日及び告示の番号
- 三 放置自動車等を移動し保管している場所
- 四 放置自動車等を移動し保管を開始した日
- 五 当該放置自動車等に関する事務を担当している部署の名称及び連絡先  
(放置自動車等の移動等の依頼)

第九条 条例第二十五条第三項の規定により放置自動車等の移動等の依頼をしようとする者は、放置自動車等移動等依頼書（第七号様式）を知事に提出しなければならない。  
(費用の請求)

第十条 知事は、条例第二十六条の規定により放置自動車等の移動等に要した費用を請求するときは、放置自動車等移動等費用請求書（第八号様式）により行うものとする。  
(投光器の使用の停止命令)

第十一条 知事は、条例第三十三条の規定により、条例第三十二条の規定に違反して投光器を使用している者に対し、当該投光器の使用の停止を命ずるときは、投光器使用停止命令書（第九号様式）により行うものとする。  
(過料)

第十二条 知事は、条例第三十五条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分の名宛人となるべき者（以下「名宛人」という。）に対し、告知・弁明書（第十号様式）をあらかじめ交付し、弁明の機会を付与するものとする。

2 過料の処分は、名宛人に過料処分決定通知書（第十一号様式）を交付することにより行うものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条から第十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。